

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年 4月23日 定例庁議	
開 催 日 時	平成24年 4月23日(月) 午前 9時09分から 午前 9時22分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長</p> <p>(担当課) 岡田総務部参事兼人権庶務課長、松上同課長補佐兼人権庶務係長、同課小笠原男女平等推進係長、塩野財産管理課長、長島同課専門員兼営繕係長</p> <p>(事務局) 上野副審議監、村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事</p>	
会 議 内 容	(1) (仮称)朝霞市女性センターの設計(案)について	
会 議 資 料	(仮称)朝霞市女性センターの設計(案)	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

(1) (仮称) 朝霞市女性センターの設計(案)について

【説明】

(担当課：岡田)

- ・女性センター設置の経緯として、平成24年1月25日の男女平等推進審議会、1月30日の政策調整会議及び2月6日の庁議において、女性センター設置計画案について説明をした後、コミュニティセンター運営審議会、議会の全員協議会及び公民館運営審議会において説明をした。今回の定例庁議では、女性センターの設計(案)について具体的に説明する。
- ・議会や審議会等での様々な意見は、主にセキュリティ対策の充実であった。2月6日開催の定例庁議からの大きな変更点は、倉庫と準備室を隔てていた壁の一部を取り壊すことが可能となった点である。当初、財産管理課では、建物全体の構造上、この壁が耐力壁であるため取り壊しは難しいと考えていたが、壁に開口部を設けることについて専門の見地から検討した結果、開口する面積と位置に制限があるものの、この壁に開口部を設けることが可能となり設置することになった。このことにより職員が事務室と集う・調べるスペース間を行き来でき、利用者の安全対策につながるようになった。また、同資料のピンク色マーカー部分は、展示ギャラリーとつながる扉であるが、女性センター開設後は、この扉の利用用途がなくなるため、施設管理者と協議した結果、これを改修して壁にすることとした。扉を改修し壁にすることについては、建築基準法上の問題がないと判断されたので、待合スペースを個室として確保できるようにする。
- ・集う・調べるスペースの面積は26.58㎡であり、利用者が男女平等に関する情報を得られるように職員を常時カウンター内に配置する。また、窓の下に書架を設置し、男女平等に関する書籍や関係資料を誰でも手に取れるよう整えとともに、部屋の中央にテーブルといすを配置し、世代間を超えた交流の場としても利用できるようにしたい。なお、利用者がインターネットを通じて情報を得られるようにパソコン機器は備えるが、コーナーは設けずテーブルで閲覧できるようにする。
- ・また、ここには通常6.20㎡の倉庫を設置するが仕切りの壁をスライディングウォールと呼ばれる可動式の壁にすることで、倉庫スペースをカウンター近くまで広げることが可能になる。倉庫を広げ、さらに倉庫内のテーブルやいすを利用することにより、倉庫の空いたスペースも一体的に利用できるようになり、打合せができるスペースとしても活用したいと考えている。この打合せスペースでは、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画運営委員の会議や情報紙の企画編集会議等を行うことを考えている。
- ・伝えるスペースは、掲示板を設置し事業開催等に関する掲示をすることにより、男女平等に関する情報等を多くの利用者に伝えるスペースとして活用する。また、登録団体用ロッカーやパンフレットの置き場を兼ねた収納用の棚を設置する。
- ・待合スペースの面積は9.81㎡であり、相談者が待機するために使用するスペースとする。
- ・相談室は2部屋あり、相談室(1)は10.24㎡、相談室(2)は6.10㎡とする。相談に

来られる方の形態が異なるため、相談室の大きさを変えることで対応していきたいと考えている。

- ・休憩室・更衣室の面積は9.89㎡で、ロッカー、テーブルを設置し職員の更衣や厚生のため、また、内部の打ち合わせ等を行うスペースとする。
- ・事務室の面積は34.92㎡である。出納室の銀行派出所で使用しているような、透明な板の仕切りがあるカウンターを設置し、相談者の受付等を行う。また、事務机、ファイリングキャビネット、パソコンラック、コピー機を設置し事務を行う。
- ・女性センター全体では、防犯カメラ、防犯ブザーを設置し、相談者、職員の安全性を確保する。
- ・平成24年4月16日の政策調整会議で、セキュリティ対策について、専門的見地からのアドバイスを受けた方がいいという意見を受けた。去る19日に朝霞警察署生活安全課の方に図面を見ていただき、防犯カメラの位置等についてアドバイスを受けた。
- ・伝えるスペースについては、当初、入口に防犯カメラを設置し内部を映すことを予定していたが、入口を押さえるのが基本だとアドバイスを受け、中央公民館・コミュニティセンターのロビーから入ってくる所を映すように黄緑色マーカー部分に設置することとした。また、待合スペースに設置する防犯カメラについては、相談室(1)の入口付近に設置し、待合スペースの入口方向を映すことを予定していたが、青マーカー部分に設置して、相談室(1)(2)の扉部分を映すことに変更を予定している。
- ・集う・調べるスペースの防犯カメラの設置位置については、変更はない。
- ・防犯カメラのモニターについては、職員全員から見易い位置ということで、相談室(2)の壁、オレンジ色マーカー部分に変更した。
- ・女性センターの改修工事は、7月から11月を予定している。改修工事終了後の11月・12月を開所準備期間及び市民への周知期間とし、平成25年1月の開所を予定している。
- ・周知方法については、広報あさかやホームページへの掲載、さらに公共機関へのリーフレットの配置等を考えている。

[平成24年4月16日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・DV等の加害者から被害者及び職員をどのようにして守るかなど、主にセキュリティに関する質問があった。避難経路に関する質問については、待合室で待機中の場合は出入口Bから脱出させ、相談中の場合は事務室、集う・調べるスペースを通り出入口Aから脱出させることを想定していると回答があった。待合スペースの扉が誰でも開けられる状態になっていると加害者が待合スペースに侵入する恐れがあるとの質問があった。これについては、待合スペースに相談者がいる場合は、内側から鍵をかけるなどの対応を検討するとの回答があった。

【意見等】

(富岡市長)

- ・伝えるスペースの前の防犯カメラは、遠くを映しているのか。
- (担当課：岡田)
- ・ロビーを映しており可動式にする。

(富岡市長)

- ・防犯カメラの位置は、警察からのアドバイスなのか。

(担当課：岡田)

- ・当初は、伝えるスペースの内部を映す予定であったが、警察からのアドバイスで入口の外を映すことに変更した。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定する。

【閉会】